

公 告

下記のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び香美市契約規則(平成18年香美市規則第53号)第5条の規定により公告します。

令和8年2月18日

香美市長 依光 晃一郎

記

第1 入札に付する事項

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 工事名 | 選挙第1号 香美市長選挙 公営ポスター掲示場設置・管理・撤去 |
| 2 | 工事場所 | 香美市内全域 |
| 3 | 工事概要 | 市内131箇所 掲示板設置・管理・撤去工事
仮設 1箇所
ガードレール等 77箇所
杭打ち 27箇所
フェンス 11箇所
ブロック 5箇所
鉄脚 10箇所
打ちつけ 0箇所 |
| 4 | 工事日数(完成期限) | 令和8年3月31日(火) |
| 5 | 予定価格 | 事後公表 |
| 6 | 最低制限価格 | 事後公表 |
| 7 | 落札方式 | 価格競争 |
| 8 | 審査方法 | 事後審査方式
入札参加資格の審査は、開札後(再度入札を行った場合は、その開札。)にその入札を保留したうえで、落札候補者にのみ必要な追加書類の提出を求めて行う。 |
| 9 | 同日落札数制限方式 | 受注可能件数届出書を提出した者のみ適用とする。 |

第2 入札参加資格の要件

この工事の入札に参加できる者は、次の要件を満たすこと。

- 1 香美市の令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- 2 ① 香美市内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている営業所(本社)を有すること。
② 土木一式工事の等級がA・B・C・Dランクであること。
③ 経営規模等評価結果通知書における土木一式工事の経審平均完成工事高があること。
- 3 次の要件を満たす者を、この工事の主任(監理)技術者として配置できること。
 - (1) この公告以前に3ヶ月以上の雇用関係があること。
 - (2) 建設業法第26条の規定による主任技術者又は監理技術者として従事するための資格要件を満たすものであること。
- 4 同種工事の施工実績があること。
- 5 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- 6 この公告の日から開札日までの間に、香美市から指名停止措置(指名回避を含む。)を受けていないこと。
- 7 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生手続又は再生手続の開始決定後に入札参加資格の再審査を受けた場合を除く。)

3 質疑の回答について

質疑の回答は、次により閲覧に供する。

回答期限 令和8年2月27日(金) 午後4時まで

回答場所 香美市ホームページに掲載する。

- 第7 入札期間 令和8年3月2日(月) から 令和8年3月4日(水) まで
ただし、電子入札システム稼働時間内(閉庁日を除く午前8時から午後8時まで。)とする。
なお、初日は、質疑回答期限の翌日の午前8時とし、最終日は午後5時までとする。

- 第8 受注可能件数届出書
同日に行う入札件数が受注可能件数を超える場合に、受注可能件数届出書の電子ファイルを電子メールにより提出すること。
受注可能件数届出書の電子ファイルは、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすること。
電子メールを送信した際は、必ず香美市の契約担当者にその旨を電話で連絡すること。

提出期限 令和8年3月4日(水) 午後4時まで

提出場所 香美市役所管財課契約班宛電子メール
(電子メール) keiyaku@city.kami.lg.jp

(電話) 0887-53-3113

あらかじめ受注可能件数届出書により届け出たうえで入札を行った場合において、開札時に当該件数を超過しているときは、この工事の入札を無効とする。

- 第9 開札日時及び場所

- 1 開札日時 令和8年3月5日(木) 午前 10時00分 から順次電子入札システムにて開札する。
開札日当日に行う開札の順番は、香美市ホームページに掲載する。
- 2 開札場所 香美市役所管財課 執務室

- 第10 入札保証金
免除する。

- 第11 入札方法等

- 1 入札は、第7の入札期間に、電子入札システムにおいて入札金額を登録する方法で行う。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。
- 3 電子くじで使用するくじ番号を登録すること。
- 4 建設工事に係る入札においては、入札金額の登録の際に、当該入札金額の工事費内訳書の電子ファイルを添付すること。
工事費内訳書の様式は、香美市ホームページ又は電子入札システムからダウンロードすることができる。なお、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよい。
- 5 入札参加者全員の入札が予定価格を上回るなど、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 6 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、初度入札の開札日の翌日(その日が閉庁日の場合は、翌開庁日。)の午前10時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。なお、この場合においては、工事費内訳書の提出を求めないものとする。
- 7 2回目の再度入札については、6に準ずるものとする。

- 第12 入札の無効

第2の入札参加資格の要件を満たさない者が行った入札、香美市契約規則第20条又は香美市建設工事等電子競争入札心得(令和7年香美市告示第176号)第10条に該当する入札は、無効とする。

第13 落札候補者の決定方法

- 1 開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格の入札者を落札候補者として決定する。
- 2 落札決定は、開札後、落札候補者に係る入札参加資格の審査を終えるまで一旦保留する。この際、入札参加者に対して保留通知書によりその旨を通知する。
- 3 落札候補者は、以下により入札参加資格の審査に係る書類を提出すること。
 - (1) 提出書類
 - ア 同種工事(業務)の施工(行)実績(様式第2号)及びこれを証する資料
企業としての同種工事の施工実績を記載すること。その挙証資料として、CORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。これらの挙証資料が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを挙証資料として添付すること。なお、香美市発注の工事については挙証資料の添付を必要としない。
 - イ 配置予定技術者名簿(様式第3号)及びこれを証する資料
 - (ア) 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。
 - (イ) 名簿提出時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の候補者を記載することができる。
 - (ウ) 挙証資料として、直接的かつ恒久的な雇用関係を確認することができる書類(監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書、所属会社の賃金台帳(3ヶ月以上)、厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ資格確認証)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写しを必ず添付すること。
なお、これらの挙証資料が存在しない場合又は内容が十分でない場合には、契約書、設計書その他挙証資料に代えてその内容を証明できるものを挙証資料として添付すること。
 - ウ 配置予定技術者重複届書(様式第5号)(※該当する場合のみ。)
配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の一般競争入札又は指名競争入札の案件(他機関発注のものを含む。)で重複して申請する場合に作成すること。
 - (2) 提出期限 令和8年3月9日(月) 午後4時まで
なお、再度入札の際は、落札候補者となった旨の通知を受けた日から起算して3日目の午後4時まで。(いずれの日も閉庁日を除く。)
 - (3) 提出方法 香美市役所管財課へ持参すること。
 - (4) 提出書類の作成における注意事項
 - ア A4サイズの用紙に複写又は印刷したものを提出すること。
 - イ 重複する挙証資料は、1部のみの提出で差し支えない。
 - ウ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合は、第2の入札参加資格の要件をみなさない者とみなす。
- 4 落札者の決定方法
落札候補者から提出された第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類の審査を行った結果、入札参加資格があると認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。なお、入札参加資格があると認められなかった場合又は期限までに第4の1の申請書若しくは第13の3の(1)の提出書類の提出がない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から第13の3の(1)の提出書類の提出を求め、審査を行い、これによっても落札とならない場合は、決定するまで、順に同様の手続を行う。
- 5 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより、落札候補者を決定する。

第14 契約締結期限

落札決定日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。

第15 現場代理人の兼務について

現場代理人の兼務を認める。ただし、香美市発注工事における現場代理人の兼務に関する取扱要領(平成26年香美市告示第141号)を満たす場合に限る。

第16 「週休2日制モデル工事」の実施について

この工事は、「週休2日制モデル工事」実施要領(令和6年告示第65号)における「受注者希望型」の対象外工事である。

第17 契約保証金

免除する。

第18 中間前金払と部分払いの選択

落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。

第19 その他

- 1 入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には、入札は行わない。
- 2 入札参加資格確認申請を行った者が1者の場合は、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一旦行った入札は、取替え、訂正又は取消しをすることができない。
- 4 この入札において提出された第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類は返却しない。また、提出期限後の取替えや訂正等は認めない。
- 5 第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- 6 第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。必要によりこれを前記以外の目的で使用するときは、あらかじめ申請者の承諾を得るものとする。
- 7 入札参加資格の審査結果に関する通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除き、個別には行わない。
- 8 電子入札システムにより第2の2の入札参加資格確認申請を行って受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 9 入札参加者は、あらかじめ香美市建設工事等電子競争入札心得及び香美市建設工事等電子競争入札の取扱い(令和7年香美市告示第177号)を承知すること。
- 10 第4の1の申請書及び第13の3の(1)の提出書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 11 契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 香美市入札参加資格停止等措置要綱(平成18年告示第238号)の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 香美市入札参加資格停止等措置要綱による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (4) 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (5) その他の事由により第2の入札参加資格の要件のいずれかを喪失したとき。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。